

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

（対象期間：令和元年6月～令和2年5月）

派遣労働者の数	31人（令和2年6月1日）
派遣先の数	16社
労働者派遣料金	16,800円（1日8時間あたり換算）
派遣労働者の賃金	11,600円（1日8時間あたりの平均）
マージン率	30%
教育訓練に関する事項 (費用は当社負担)	応接マナー研修・サービス技能向上研修・安全衛生教育
その他	雇用条件によって必要な健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有り
上記労使協定の有効期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社 078-222-3444

【マージンに含まれる費用】

- ・賃金 : 派遣社員の賃金
- ・交通費 : 派遣社員に支払う通勤交通費
- ・法定福利費 : 当社が負担する。労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料
- ・会社運営費 : 人件費、募集費、教育訓練費、車両費、事務所賃借料等をはじめとする諸経費